

多良木町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 10,165	千円 6,335,668	千円 358,677	千円 928,550	% 14.7	% 15.1

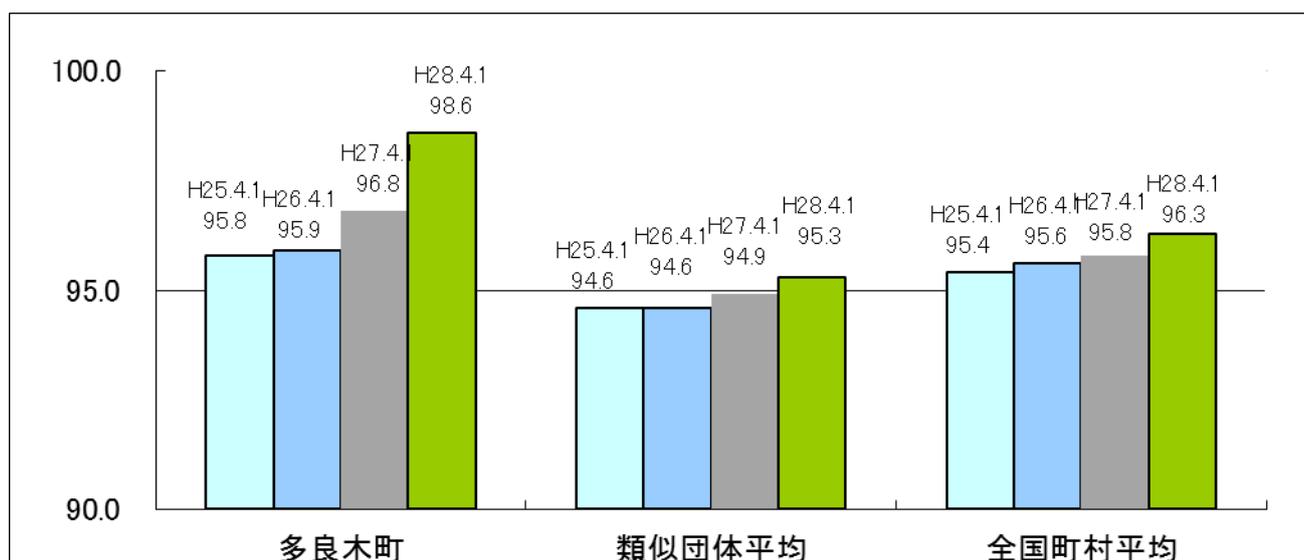
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
27年度	人 108	千円 325,533	千円 39,853	千円 116,742	千円 482,128

(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 4,464	千円 5,557

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成 27 年 4 月 1 日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み
経験年数階層間の変動で給与差が生じたこと及び職員構造の相違によるもの。

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成28年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（実施時期）平成28年4月1日

（内容）国基準に準拠し、国と同様に見直しを実施。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
多良木町	38.7 歳	287,500 円	316,764 円	306,856 円
熊本県	43.3 歳	340,459 円	400,221 円	367,148 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.8 歳	303,965 円	344,996 円	328,396 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 28 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分		多良木町	熊本県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	183,300円	176,700円
	高校卒	144,600円	149,000円	144,600円
技能労務職	高校卒	137,200円	151,500円	—
	中学卒	121,600円	135,300円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	255,992円	347,301円	385,762円	395,801円
	高校卒	215,816円	316,685円	361,198円	384,073円

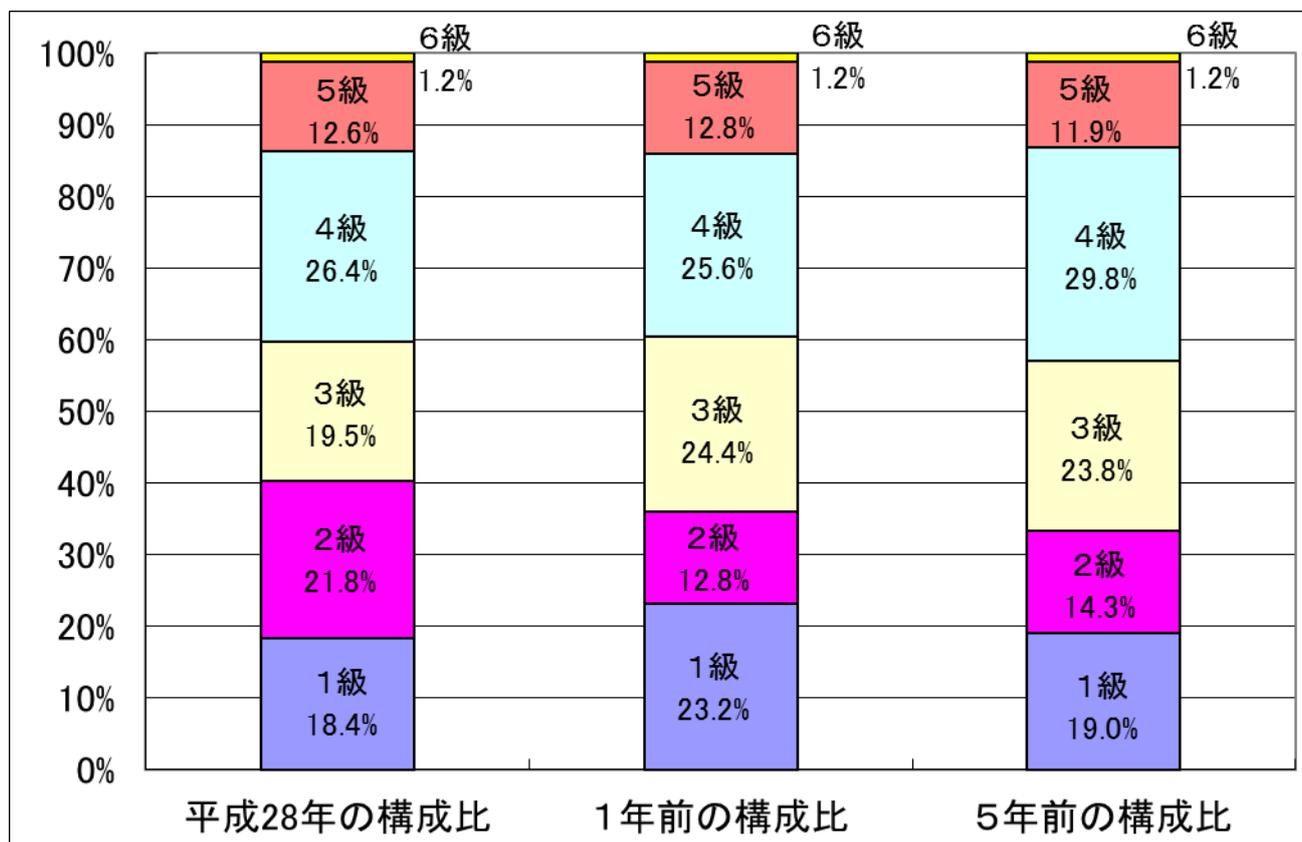
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事、技師の職務、保育士、栄養士、保健師の職務	16 人	18.4 %	140,100 円	246,100 円
2 級	高度な知識、経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務、保育士、栄養士、保健師の職務	19 人	21.8 %	190,200 円	303,000 円
3 級	係長の職務(4級に揚げる職務を除く)、参事の職務	17 人	19.5 %	226,400 円	348,800 円
4 級	主幹の職務(5級に揚げる職務を除く)総務係長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして規則で定める職務	23 人	26.4 %	259,900 円	379,800 円

5 級	課長の職務（6級に揚げる職務を除く）及びその職務内容等がこれと同程度のもので定める職務	11 人	12.6 %	286,200 円	391,800 円
6 級	総務課長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のもので定める職務	1 人	1.2 %	317,000 円	409,000 円

- (注) 1 多良木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

毎年5月1日と11月1日の2回実施し、人事評価による勤務実態を反映している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

多良木町	熊本県	国
1人当たり平均支給額（27年度） 1,213 千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,692 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (-) 月分 (-) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%
--	--	--

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤労手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

毎年5月1日と11月1日の2回実施し、人事評価による勤務実態を反映している。

(2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

多良木町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	加算措置なし		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	8,372千円 21,254千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給なし

(4) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	15,848 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	174 千円
支給実績（26年度決算）	16,536 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	178 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者13,000円、その他6,500円	同		12,583千円	196,609円
住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内	同		7,507千円	242,161円
通勤手当	交通用具利用の場合距離区分に応じて2,000円～31,600円	同		1,807千円	36,878円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対して支給 総務課長36,000円、課長等26,000円、総務係長16,000円	異	手当額	4,056千円	312,000円
宿日直手当	勤務1回につき4,200円、多良木学園は6,700円	同		1,257千円	13,967円
管理職特別勤務手当	勤務1回につき12,000円を超えない範囲で支給	異	手当額	488千円	37,538円

5 特別職の報酬等の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分	給 料	月 額 等	
		(参考) 類似団体における最高/最低額	
給 料	町 長	749,000円 ()	794,700円 / 494,900円
	副 町 長	597,000円 ()	667,900円 / 435,200円
報 酬	議 長	310,000円 ()	326,000円 / 199,000円
	副 議 長	255,000円 ()	269,000円 / 171,000円
	議 員	232,000円 ()	250,000円 / 160,000円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(27年度支給割合) 2.60 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 2.60 月分	
退 職 手 当	町 長 副 町 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 749,000円×在職年数×500/100 14,980,000円 任期满后 597,000円×在職年数×290/100 6,925,200円 任期满后	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

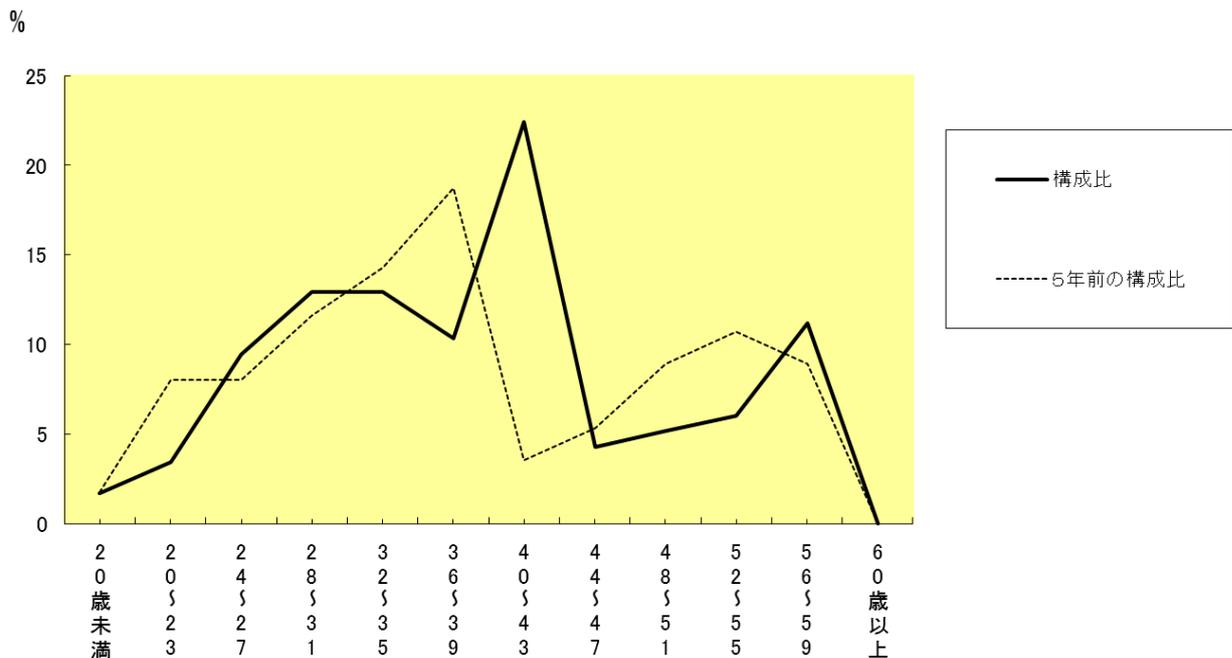
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年数 増減	主な増減理由
			平成27年	平成28年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2		
		総務	25	26	1	欠員補充
		税務	9	9		
		農林水産	16	16		
		商工	2	2		
土木衛生	8	8				
		計	20	21	1	欠員補充
			9	9		
		計	91	93	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 91.49人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 94.57人)
	教育部門		10	10		
	小計		101	103	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 101.33人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 111.42人)
公営企業等部門	水道		3	3		事業縮小による減
	下水道		3	2	-1	
	その他		8	8		
	小計		14	13	-1	
合計			115	116	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 114.12人
			[177]	[177]	[]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	4人	11人	15人	15人	12人	26人	5人	6人	7人	13人	0人	116人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	86	84	85	90	91	93	7(8.1%)
教育	11	11	10	10	10	10	△1(△ 9.1%)
普通会計計	97	95	95	100	101	103	6(6.2%)
公営企業等会計計	15	15	15	14	14	13	△2(△13.3%)
総合計	112	110	110	114	115	116	4(3.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
27年度	151,322	24,063	12,342	8.2	7.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似 団体平均一 人当たり給 与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	3	8,633	583	3,126	12,342	4,114	6,190

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 28 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成28年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
多良木町	31.2歳	238,337円	336,498円
団体平均	44.7歳	346,797円	514,785円
事業者	—歳		—円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

多良木町	団体平均等
1人当たり平均支給額（27年度） 1,042千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,464千円
（27年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 （－）月分 （－）月分	（27年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～20% ・ 管理職加算15～25%

（注） （ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（28年4月1日現在）

多良木町	団体平均等
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 加算措置なし	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）
1人当たり平均支給額 0千円	1人当たり平均支給額 15,855千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給なし

エ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	377千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	126千円
支給実績（26年度決算）	272千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	91千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者13,000円、その他6,500円	同		156千円	156,000円
住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内	同		144千円	144,000円
通勤手当	交通用具利用の場合距離区分に応じて2,000円～31,600円	同		62千円	30,900円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対して支給 総務課長36,000円、課長等26,000円、総務係長16,000円	異	手当額	0千円	0円